

「八菜まわ～る号」事業に係る停留所設置事業者の募集について

《募集の趣旨》

八千代町公共交通会議において協議した結果、地域の状況に適した公共交通として、令和2年10月1日から、八菜まわ～る号（予約制のデマンド交通）の運行を開始することとなりました。ついでには、本事業に係る停留所の設置を希望する事業者を募集いたします。

《事業概要》

運行形態：利用者の予約に応じて、乗り合いにより指定された乗車場所と目的地を運行する。

利用対象者：八千代町に住民登録があり、一人での乗降が可能で事前登録をした方。

※一人で乗降ができない場合には、介添人の同伴があれば、利用可。

また、小学校3年生以下のご利用には保護者の同乗が必要。

運行開始日：令和2年10月1日（木）

運行日：月曜日から金曜日までの週5日間〔土・日曜、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）は運休〕

運行時間：8時台～16時台

運行車両：5人乗り（運転手含む）車両3台で運行。

乗降場所：(1)利用者が事前に登録した乗車場所（原則、家の前の道路で安全に乗降できる場所）
(2)町が指定する公共施設
(3)停留所設置の申込みがあった医療機関及び商業施設等の内、町が指定した場所

乗車料金：1人あたり1乗車300円。ただし、第1種身体・知的障がい者及び精神障がい1級の方の介添人1名、妊婦（母子手帳保持者）の介添人1名、未就学児は無料。

《停留所の募集について》

募集開始日：令和2年6月1日（月）から

応募資格：(1)八千代町内に立地する医療機関または商業施設等であること。
(2)八菜まわ～る号の運行時間内に営業を行っていること。
(3)停留所を設けるにあたり、安全に乗降できる場所を敷地内に確保できること。
(4)業務内容が公序良俗に反する営業でないもの。

設置費用：停留所標識の新設に係る費用及び更新に伴う費用については八千代町が負担する。

標識の管理：設置後の停留所標識は、申込者が管理するものとする。

申込方法：「八菜まわ～る号」事業に係る停留所設置申込書【様式1】を提出する。

提出部数：1部

提出方法：下記問合せ先に持参又は郵送

問合せ先：〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地
八千代町役場3階 企画財政部 まちづくり推進課 企画政策係
TEL：0296-49-6312(直通) FAX：0296-48-0161
E-mail：machisui1@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp